

県税のしおり 2010



長 崎 県

産業廃棄物税

※平成17年4月1日から導入しています。

この税は、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等に関する各種施策に要する費用に使われる「法定外目的税」です。

納める人

- 1 県内の焼却施設・最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者・中間処理業者
- 2 県内にある自己所有の焼却施設・最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者

納める額

- 焼却処理 焼却施設への搬入1トンあたり800円
- 最終処分 最終処分場への搬入1トンあたり1,000円

納める時期と方法

【納める時期】

課税される期間	申告と納付の期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	翌年1月末日

【上記1の人】

特別徴収義務者である焼却処理業者または最終処分業者に対し、処理料金とあわせて税を支払い、特別徴収義務者が振興局税務部(課)に申告して納めます。

【上記2の人】

振興局税務部(課)に申告して納めます。

【産業廃棄物税換算計数表について】

産業廃棄物の重量の計測が困難な場合には、産業廃棄物の容量に県の規則に定める換算係数を掛けて重量に換算します。

産業廃棄物の種類	換算係数	産業廃棄物の種類	換算係数
(1) 燃え殻	1.14	(11) 動物系固形不要物	1.00
(2) 汚泥	1.10	(12) ゴムくず	0.52
(3) 廃油	0.90	(13) 金属くず	1.13
(4) 廃酸	1.25	(14) ガラスくず、コンクリートくず((16)を除く。)及び陶磁器くず	1.00
(5) 廃アルカリ	1.13	(15) 鋳さい	1.93
(6) 廃プラスチック類	0.35	(16) がれき類	1.48
(7) 紙くず	0.30	(17) 動物のふん尿	1.00
(8) 木くず	0.55	(18) 動物の死体	1.00
(9) 繊維くず	0.12	(19) ばいじん	1.26
(10) 動植物性残さ	1.00	(20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

● 備考
 1 この表の(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物((7)から(20)までに掲げるものを除く。)を、(7)から(19)までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法施行令第2条第1号から第12号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物をいう。
 2 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。



なるほど！なっちゃん

■ 産業廃棄物税の税収は、何に使われているの？

平成22年度の産業廃棄物税の税収は約1億円の見込みで、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、その他適正な処理の推進施策などに限定して使われます。

【平成22年度 産業廃棄物税の税収が使われる主な事業】

- ① ゴミゼロ長崎環境産業支援事業 ・排出事業者等が行う排出抑制・リサイクルの促進に資する施設設備への補助
- ② リサイクル製品活用促進事業 ・認定制度の創設により、リサイクル製品の普及促進を図る

■ 事業に関するお問い合わせ先

県の未来環境推進課 電話：095-895-2511 FAX：095-895-2566

Webで

■ 産業廃棄物に関するお問い合わせ先

県の廃棄物対策課 電話：095-895-2373 FAX：095-824-4781

